

○笠井分科員

日本共産党の笠井亮です。日本国憲法は、すべての国民が個人として尊重され、法のもとに平等であることをうたっております。女性も男性も互いに尊重され、個性や能力が本当に発揮される社会を実現することは極めて重要なことでもあります。それは社会全体が生き生きと発展する源になると確信しております。

そこでまず、上川大臣、私自身も、参議院議員時代の九〇年代後半以来、男女共同参画二〇〇〇年プランや国内行動計画の推進、二〇〇〇年の基本計画に申し入れを行うなどやっておりますけれども、ことし二〇〇八年は基本法ができて九年目に当たります。二〇〇五年には当面五カ年に実施する具体的な施策について第二次基本計画が策定をされており、この計画の折り返しの年でもあります。そこで、この男女共同参画社会の実現に向けた大臣の御決意について、改めて伺いたいと思います。

◆上川国務大臣

女性も男性も、すべての個人がその能力と個性を十分に発揮することができ、また、ともに責任を分かち合うとともに、お互いに認め合い、喜びを共有することができる男女共同参画社会の実現は、御指摘のとおり、豊かで活力ある社会を築く上で大変大事である、そして、私たちの国の形を決定する最重要課題の一つであると考えております。

このため、第二次男女共同参画基本計画に基づきまして、各府省が緊密に連携をしながら、施策を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。また、現在、第二次基本計画のフォローアップを行っているところでございまして、その結果も踏まえまして、各省庁と連携し、一層の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画につきましては、社会のあらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が二〇二〇年までに少なくとも三〇%程度までになるということでございますが、この実現を目指しまして、各界トップへの働きかけや、また、社会の中で活躍が期待されたいながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた具体的な取り組み等を、官民挙げて強力に推進してまいりたいと考えております。

あわせて、男女がともに仕事と家庭また地域生活との両立を図ることができるよう、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス憲章と、その推進のための行動指針を取りまとめたところでございまして、ことしを仕事と生活の調和元年とし、国民一人一人が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し実現できるよう、働き方の改革に私みずから先頭に立って取り組んでまいりたいと思っております。

○笠井分科員

大事なことだと思うんですが、私は具体的な施策に係って幾つか伺いたいと思います。

まず、妊婦健診の問題なんですけれども、今、妊婦健診の無料化、公費による助成を求める声が全国で急速に広がっております。

厚生労働省は、昨年一月に全国の地方自治体に対して通知を出しております。ここにありますが、公費負担についても、十四回程度行われることが望ましいけれども、これが困難な場合には五回程度の公費負担が原則であるというふうな形で通知を出している。ところが、実態はどうかといいますと、厚生労働省が昨年十月に調査結果を出しました。八月にやったそうですが、全国平均で見ますと二・八回にとどまっているというのが現状であります。

そこで、厚生労働省はこのことをどう見ているか、端的にお答えください。

◆村木政府参考人

妊婦健診に関するお尋ねでございます。

この妊婦健診につきましては、母子保健法におきまして、市町村は必要に応じて妊婦に関して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならないと法律に規定をされております。この法律に基づきまして、市町村において公費負担等の取り組みを各地域の実情に応じて実施していただいているものと認識をしております。

また、先生から御指摘がございましたとおり、十九年度の予算におきまして、この妊婦健診の特に公費負担を充実するために地方財政上の措置を拡充したところでございます。

先生が読み上げられましたとおり、通知におきまして、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な五回を基準として公費負担を拡充していただきたいということで自治体をお願いをするとともに、調査も実施をしたという状況でございます。

経済的な理由から健診が受けられないということがないように、国と地方が連携をしてこういった施策を充実していかねばならないと考えているところでございます。

○笠井分科員

充実しなきゃいけないんですが、その到達点は、二・八回ということで、まだまだこれからというところであります。

もちろん、今年度中あるいは来年度予算などで回数をふやすという動きが広がっているわけですが、すけれども、しかし、この調査を見ましても、未定もしくはふやす予定なしという市町村も一七・七%という形で、かなり高いわけです。

先日、私は東京の江戸川区に行きまして、妊婦の方や若いお母さんたちから実情や要望を聞いてきました。一回の健診で五千円前後、検査の内容によっては、エコーなんかが入るとかということもあったり、一万円を超すときもある、一万円札が財布に入っていないと不安で健診に行けない、窓口で料金を言われて慌ててまた家に帰ってとってきたこともある、こんな声が次々と出されました。健診に合わせて十万円とか十万円を超えるということでは、経済的にも大きな負担だと思えます。

全国で見ますと、健診を受けずに飛び込み出産という形で死産になる、そういう事件もあったということではありますが、だからこそ、子供の医療費の無料化とともに、安心して産み育てられるようにという世論と運動が今広がっていると思えます。

新日本婦人の会が全国の各地でアンケートや実態調査というのを、大臣、こういう形で草の根でやられているんですね。それで、それに沿って、負担軽減や助成の拡充、無料回数をふやすこと、公費負担で全額無料化をということで署名に取り組んだり、地方の議会、自治体に対しても要請書を出している。そういう運動の中で、東京都では二十三区中二十区で公費負担が十四回にふえることになりました。

産婦人科のお医者さんからも直接話を伺いましたが、最近は働きながら子供を産むという女性がふえている、初期の流産の割合が高く、働く女性は特に初期から健診をきちんと受けることが大事なんだということをおっしゃいました。

厚生労働省は、最低まず五回、基準というふうに、そしてさらに十四回が望ましいというふうに言っているわけですから、きちんと公費負担がされるようにどんな手だてを講じていくつもりなのか、厚生労働省、端的にお答えください。

◆村木政府参考人

先生御指摘のように、望ましい回数は十四回、それから、原則としては最低限でも五回ということでございますが、昨年の実態調査では平均で二・八回ということでございました。

ただ、今後ふやす方向で検討をしているという自治体の数が相当に上っておりますので、再度自治体にもお願いをするとともに、二十年度の公費助成の実施状況につきまして再度実態調査を

したいと思っております。この結果も踏まえまして今後の対策を考えていきたいと思っております。

東京都の例が今挙がりましたが、秋田県などではもう十回ということになっております。こういうよい取り組みの自治体の例などもしっかりと自治体に情報提供をしながら進めたいというふうに考えております。

○笠井分科員

よい例を情報提供、これは大事なことだと思うんです。

同時に、地方交付税による措置をしているということでもありますけれども、しかし、この交付税というのが抑制されてきている中で市町村自体がそもそも大変苦勞しているというのが現実で、だからこそという面もありますが、自治体にばらつきがあるというのが実情であります。

なぜ差が出るかといえば、助成の回数や費用は市町村が自分の懐ぐあい決めざるを得ない。総務省は、少子化対策の交付税措置は、九八年度の百三十億円から〇七年度に計七百億円になっておるといことを言われます。また、厚生労働省も、妊婦健診の助成に使うお金はふやせるはずだと市町村におっしゃっているようなんですけれども、なかなかそうできない。

国は、市町村の基準的な行政サービスに必要な費用の見積もりを九八年度から二〇〇七年度にかけて二兆六千億円以上減額している。あわせて交付税も減らしました。

こういう中で、去る二月六日付の朝日新聞が特集しまして、その中でかなり厳しく指摘しております。「国は市町村に「行政サービスの費用全体は減らしながらも、妊婦健診などの少子化対策は充実させなさい。費用は公共事業など他の予算を削って工面しなさい」と言っているのに等しい。もっともらしく聞こえる「交付税で措置する」とは、この程度の話なのだ。」と。

私はこの程度の話だとまでは言いませんが、しかし、現実厳しくされている中で苦勞しているというのが現実なわけで、来年度予算案では地方交付税はわずかに増額をされましたが、自治体が厳しい財政運営を強いられていることに変わりはありません。

東京都内でも、二十区ではそういう形で十四回ということになるんですけれども、財政力の弱い市町村、三多摩の方なんかで見ますと五回以内にとどまる自治体が多く残されている。東京だけ見てもそうです。

国が十四回程度が望ましいというふうに言われるわけですから、財政的にもこれは思い切って裏づけするというのが当然必要になると思うんですけれども、この点はどうお考えでしょうか。

◆村木政府参考人

私どもも、地方交付税上の措置、十八年度まで二回を五回ということで、まだ不十分かもしれませんが、やっとなかなか厳しい財政事情の中で増額をしたところでございます。

まずは、財政措置がされている五回は何とかこの自治体でも実施をしていただけるようにという努力を重ねながら、さらに来年度の実態調査も踏まえまして、その後の施策について検討させていただきたいというふうに考えております。

○笠井分科員

五回やるのもなかなか大変というところをよくつかまなきやいけないんだ、それで何が必要かというのを引き出さなきやいけないんだと思うんです。

働きながら出産を迎えるという人や、それから三十代を超えて出産という方もふえています。妊婦と出産を取り巻く状況も変化して、リスクも高まっている。健診の意義はますます大事になっているというふうに思います。

私がお話を伺った産婦人科医の女医さんも、国民の健康を守る仕事は地方行政任せじゃなくて、国として責任を果たすべきだということを強調されておりました。里帰り出産の際の公費負担の要望も強いです。全国どこでも安心して子供を産み育てられる、必要な妊婦健診も無料で安心し

て受けられるように、十四回程度が望ましいというのだから、財政的にも本当に責任を持って対応すべきだと思うんです。

いずれにしても、五回に達しない自治体ではどんな事情や苦労があるのか、それから、十四回やっているところではどういう教訓があるのか、これをまずしっかりつかんで対応すると先ほどもお話がありましたが、そのためにも来年度新たに調査をすると。いつごろ調査というようなこと、あるいは、その調査はいつごろまでにまとめて、必要などんなことをいつごろまでに検討する、その辺のことを少し具体的に見通しとかお持ちでしょうか。厚生労働省、お願いします。

◆村木政府参考人

まだ詳細は詰めておりませんが、二十年度の実施状況ということで、特に、去年調査をしましたときに、来年度にはふやしたいという自治体はかなり数字が出ておりましたので、年度が変わってからということで、できるだけ早いタイミングで調査を実施したいというふうに思っております。また、取りまとめ等はできるだけ急いでやります。

○笠井分科員

それでは、妊婦健診にかかわる周知広報ということについて二つ伺いたいと思います。

一つは、妊婦健診の重要性についての周知広報なんですけれども、厚生労働省は昨年一月の通知でも、周知広報の問題で一項目起こして、母子健康手帳に妊婦健診の重要性について記述を加えるというふうなことも指摘をされております。

妊婦にとって身近なよりどころである母子手帳に、全国どこでも正確でわかりやすい記述、記載が進むようにすること。また、公費負担の制度も含めて、いろいろな形で周知できると思うんです。例えば、婚姻届をするところにこういうもので案内のパンフレットがあるとか、あるいはテレビなんかの中で政府がCMというか広報の手段もありますが、一層いろいろな知恵を絞って、これから妊娠、出産という方も含めて知らせていくということが必要だと思うんですが、その点についてはどんなことをお考えですか。

◆村木政府参考人

御指摘のように、妊娠中の健康管理の問題は非常に重要な問題でございまして、その普及啓発というのは大変大事だろうと思っております。

手帳の記述等も先生から御紹介いただきましたが、さらに、昨年十二月でございまして、厚生労働省のホームページ上に、健診の重要性をお示しするためのリーフレットを掲載したところがございます。このリーフレットは自由にダウンロードができる形にいたしまして、自治体にもお知らせを出しまして、これをダウンロードしていろいろな形で工夫をして、ぜひこのリーフレットを使ってほしいというお願いを十二月にいたしました。

また、二月から三月、ちょうど今でございまして、政府広報で国民への周知を今集中的にこの問題でやらせていただいているところでございます。こういった努力をさらに続けてまいりたいと考えております。

○笠井分科員

もう一つは、働く女性の妊娠、出産にかかわる権利の問題についてであります。

近年、共働きの妊婦の方もますますふえております。ところが、働く女性から、職場の状況で、妊婦健診には行きづらい、言い出しづらいという声も数多く聞こえてまいります。例えば、男女雇用機会均等法十二条では、女性労働者は申請すれば必要な通院休暇を取得できるということになっております。この権利が行使できるように事業主への周知や指導を行うことが重要だと思うんです。

また、この制度が女性の労働者にも十分知られていないという実態があります。そこで、全国労働組合総連合、全労連の女性部が最近行った調査がここにございますが、これを見ますと、二〇〇一年以降に妊娠、出産した正規労働者千八百人について実態調査をやっております。その中で、通院休暇を知らなかったという回答が一三・六%にも上っているんですね。

厚生労働省は、こういうことについてもどのように周知あるいは指導徹底をしていくおつもりでしょうか。

◆村木政府参考人

先生から御指摘をいただきました通院休暇等の関係でござりますが、特にこの点は私ども非常に重要ということで、先般の雇用機会均等法の改正におきましても規定を強化いたしまして、均等法第十二条におきまして、事業主はその雇用する女性労働者が妊婦健診等を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならないということで、義務づけの強化をしたところでございます。昨年の四月から施行になっているわけでございます。

この施行の直前の調査で、私どもが持っております数字で、財団法人の女性労働協会が行った調査がございまして、これによりますと、女性労働者千七百二十七人中、お医者さんの指示どおりの回数の健診ができた、あるいは、指示された回数よりも多く受診したとかいう方が九三・六%いらっしゃる一方で、五・六%の方が、指示どおりに受診できなかったというような答えも返ってきております。

この理由につきましては、やはり社内に申し出をしにくい雰囲気があったということとか、あるいは、時間のやりくりができなかったというようなことが挙げられております。また、先生から御指摘があったように、そういう権利そのものを知らなかったということもあろうかと思えます。

均等法が改正になりましたので、昨年からことしにかけてまして、改正均等法の周知ということで、この権利については相当徹底してキャンペーンをして周知を図っておりますので、そのあたりの努力をさらにしっかり続けたいというふうに思っております。

それから、特に母子手帳等はほとんどの妊娠されたお母様方が見るものですから、こういったものに情報を載せるとか、さまざまな工夫をしてみたいというふうに考えております。

○笠井分科員

上川大臣、今質疑を聞いていらっしゃると思うんですが、男女共同参画基本計画では、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要であると言われております。また、少子化対策という観点からも、ぜひ妊婦健診の公費負担の拡充と周知広報、今お話がありました問題など、御自身の出産、子育ての御経験もあると思うんですが、それも踏まえてイニシアチブを発揮していただきたいと思うんですが、御見解をお願いしたいと思います。

◆上川国務大臣

先生御指摘のとおり、第二次基本計画におきまして、女性の健康につきまして包括的な支援をしていくということが掲げられておりまして、特に妊娠・出産期というのは女性の健康にとりましても大変大事な時期にあるというふうに思います。そういう意味では、安心して子供を産んで育てることができるように、一番大事な産むというところにつきましては、絶大なるサポートをしていかなければいけないと考えております。

また、少子化の観点からも、先ほど御指摘がありましたとおり、全国どこにいても安心して穏やかなお産ができるようにということは大変大事なことでござりますので、そういう意味では、妊婦健診をしっかりと受ける、そして自分の体について、また赤ちゃんの健やかな胎内での発達についても十分なる理解と、そして専門的な健診を受けていくということは大切なことだという

ふうと考えております。

先ほど来の厚生労働省の取り組みでございますけれども、二回から五回にふやし、また、各自自治体の中でも先行して、十四回あるいはそれ以上のものも進めている自治体もあるということですので、実態をしっかりと把握して、そして、安心して産んで育てることができるような環境整備ということについては、積極的に取り組んでいく必要があるということでございますので、今後とも厚生労働省とよく連携をとりながら、取り組みの一層の改善に向けて努力をしてみたいと思います。

○笠井分科員

ぜひ役割を発揮していただきたいと思います。

もう一つ大きなテーマとして、商工業などの自営業における家族従業者、いわゆる業者婦人の問題について伺いたいと思います。

まず、上川大臣、言うまでもなく、我が国の社会と経済の中で大きな比重を占めている中小企業の経営と仕事が安定をして発展することは、日本の経済の発展と国民生活の向上にとっても極めて大事なことだと思います。そういう意味で、いわゆる業者婦人は、全国で女性起業家を含めて約三百万人というふうに言われておりますが、経営と仕事、暮らしの切り盛り、子育て、介護ということで、文字どおり全力投球で頑張っておられる。加えて、今、原油や原材料費の高騰の折、本当に苦労している先頭に立っているわけですが、そうした業者婦人の担っている役割や状況について、大臣、どういうふうに認識されているか、端的にお願いしたいと思っております。

◆上川国務大臣

平成十九年の我が国の非農林業におきます家族従業者のうち約八割が女性であるということをごさしまして、自営の中小企業におきましての女性の家族従業者は大変重要な担い手であるというふうに思っております。経営のみならず、さまざまな、子育てをしながらという御指摘がございましたけれども、まさにマルチの活躍をしていらっしゃるというふうに思います。

第二次男女共同参画基本計画におきまして規定をしっかりと設けまして、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、また自営業における経営と家計の分離など、関係者の理解が得られるように努力をしていくということが重要であるということをごさしますので、そういう視点に立ってこれからも努めてまいりたいというふうに思っております。

○笠井分科員

大臣が今最後に言われた基本計画の中で、重視していくということの視点に立ってということなのですが、ところが、業者婦人の役割にふさわしいような、あるいは苦労に報いるような施策が実際に十分あるかといえば、決して十分とは言えない現状があると言わざるを得ないと思うんですね。毎年、内閣府から男女共同参画白書というものが出されておりますが、この三年間の白書を見ましても、女性の起業家とかあるいは家内労働者のことは若干出てくるんですけども、いわゆる業者婦人については言及がない。

基本計画では経済産業省が担当になっているわけですが、この点でいいますと、重視すると言いつつ、この間、どういう施策をやったのか、経済産業省にお答えをいただきたいと思っております。

◆長尾政府参考人

お答えいたします。まず、先ほど大臣の方からございましたように、経営と家計を分離して把握することが重要ではないかということをごさしまして、そのような観点から、多くの自営業者を含みます小規模事業者に対して、全国約二千六百の商工会、商工会議所の経営指導員

が、記帳指導、記帳代行等の支援措置を講じているところでございます。

それに加えて、経済産業省といたしましても、商工会等が取り組んでおります「ネットd e 記帳」等、ITを活用して小規模事業者がみずからの財務状況を把握する、そういった事業に対する支援策の強化を行ってまいりまして、そのような取り組みを促進してまいりたいというふうに思っております。

○笠井分科員

実態をよく踏まえてということで、ぜひいろいろまた調査研究してもらいたいと思うんです。

全国商工団体連合会の婦人部協議会というところが、業者婦人の実態調査を三年に一度やっております。最新のものは二〇〇六年春の調査なんですけれども、回答者数は一万七千三百三十五人という大変大規模な調査をやっております。

そして、東京の実態については東京商工団体連合会の婦人部協議会が調査をしておりますが、今年度分については集計の途中だということなんですけれども、一次集約、四百六十五人分、その様子、傾向を見ますと、売り上げが前年よりも減った、非常に減ったという回答が、合わせて五八%。病院に行く必要があるのに行けなかったことがあるという人が三七%。理由は、忙しくて時間がないが六五%、治療費が高い、二七%。業者婦人の置かれた状況や苦勞の一端があらわれていると思います。基本計画に基づく取り組みでは、まずこうした商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努めることが大事だ、まさにそういうことだと思うんです。

最近では、二〇〇二年に、中小企業庁の委託調査として、ここに持ってまいりましたが、自営中小企業者の家族の労働と健康に関する調査研究委員会報告書というのが出ております。

これは二十二年ぶりにやった調査の結果だということを知っているんですけれども、二〇〇二年ですから、それからもう六年もたとうとしているわけです。そして、中小企業をめぐる状況というのは一層厳しくなっている。

前回の調査について、中小企業庁も、労働状況の改善の一方で、経営面でのニーズなどが改めて把握された、調査を踏まえて施策が促進されるように努力してきたということで評価をし、その後、歴代の経済産業大臣も、一回こっきりじゃなくてこれからも調査をやっていく、海外との比較等も踏まえてよりきめ細かな調査をしていきたいということで、平沼大臣、中川大臣、歴代、繰り返し言われてきました。

前回の調査というのは二〇〇二年ですから、第一次の基本計画の当時のことでありまして、もう今は二次の計画のもとでありますので、二次の計画でも「商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握」ということが五年間で実施する具体的な施策として入っているわけですから、やはり六年ぶりということで、ぜひ調査すべきだと思うんですが、いかがでしょうか、その点。

◆長尾政府参考人

お答えいたします。経済産業省におきましては、先生御指摘のように、平成十三年度、二〇〇二年度に、自営業における女性を含めた家族従業者や女性経営者の実態調査をやったところでございます。

それ以外にも、先生御指摘のように、関係団体が三年に一度の調査をやっているということも補完する意味でも、この実態調査というのは非常に意味があったというふうに思っております。

その後も、女性経営者とか家族従業者を含みます小規模企業等の経営課題の把握につきましては、種々の関連施策を充実する中で、それをどう実施するかといういろいろな意見交換、それから商工団体等からの実態聴取、そういったもの、それから、女性経営者とか家族従業者の方々が集まる会議における意見交換を通じまして、随時情報収集、フォローアップをしてきたところでございます。

先生御指摘の、女性家族従業者の実態把握調査に関しましては、これまでの情報収集に加えて、

改めて実態調査することが必要な事項、各団体がやっています三年ごとの調査に補完してやるべき事項、そういったものとして、具体的な内容それから実施時期等につきまして、関係省庁と連携して今後検討してまいりたいと思っております。

○笠井分科員

関係省庁と連絡してということで今あったんですが、大臣、最後に、そういう点では、やはりぜひ現場の実態をつかんで、この問題で冒頭言われましたけれども、大いに大事な役割を持っているということですので、ぜひ、基本計画もあるわけですから、実態調査をやるということで、実現のために努力をいただきたいし、実現していただきたいと思うんですが、その決意と、どうしていかれるかを。

これは、前回の調査も三百六十四万円程度でできているんですね。この委員会でも私やらせてもらいましたが、本当に明らかにこれは要らないと言われている道路についても何十億とお金をかけて調査しているという状況と比べたら、本当に遠慮せずにどんどんやらなきゃいけない話だと思うんですよ。

その点、ちょっと最後をお願いしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

◆上川国務大臣

第二次基本計画の中でも述べられているとおりでございますので、今経産省の方からのお話もございましたけれども、よく実態を、いろいろな形での意見を踏まえた形で施策への反映ということが非常に大事なことだと思いますので、よく検討してまいりたいというふうに思います。

○笠井分科員

終わります。ありがとうございました。